

思っていた商品と違う!?

産業課 内線263

通信販売とは？

通信販売とは、新聞、テレビ、インターネット上のホームページなどによる広告を見た消費者が、電話やインターネットなどで購入の申込みを行う取引方法をいいます。自宅にいながら買物ができる通信販売はとても便利ですが、広告だけが商品を購入する判断材料となり、実際に商品を見ることなく購入するため、トラブルになりやすく注意が必要です。

被害にあわないために

- ・ 価格や送料、代金の支払い方法など広告やカタログにある取引条件をよく確認しましょう。また、申込内容や連絡先のメモは残しておきましょう。
- ・ 代金が前払いとなる場合は、料金を振り込んだのに商品が届かないなどのトラブルもありますので特に注意しましょう。
- ・ 返品特約があり返品条件を満たしているときや商品にキズ等があり使用できないときは、

返品できることもありますので業者を確認しましょう。

返品ルールについて

テレビやインターネット等を利用した通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がありませんが、平成21年12月に施行された改正特定商取引法では、**返品**について**明確に表示していない場合は、商品を受け取ってから8日間以内であれば、送料消費者負担での返品が可能となり**ました。

通信販売に関して、何か心配なことがありますしたら、次の相談窓口までご相談下さい。

【消費生活に関する相談窓口】

役場産業課商工観光係

☎ 45・1111 内線263

愛媛県消費生活センター

☎ 089・925・3700

愛媛県消費生活相談窓口

イメージキャラクター



こまどりのPiPi (ピピ)

Q

候補者名簿に記載されたら、必ず裁判所に行くことになるのですか？



裁判員候補者名簿に名前が載ったら必ず裁判所に行くことになるのかな？



いいえ 行かなくてよいこともあります

裁判員候補者は実際の事件ごとにくじで選ばれるんですよ

そうなんだ!



ですから名簿に名前が載ってもくじに当たらなければ裁判所に行かなくてもよいこととなります

名簿に名前が載ったらそのまま載り続けるの？



いいえ 裁判員候補者名簿は1年ごとに作り直されます

また新しい名簿を作る際も選挙人名簿からくじで選ぶので翌年以降も裁判員候補者名簿に再び名前が載る可能性はあります

裁判員候補者として裁判所に行ったことがあったり実際に裁判員になったりしたことがあってもまた名簿に載ることがあるの？



はいそうです ただし 辞退をすることが出来る場合があります

A くじで選ばれなかった場合は、呼び出されません。

裁判員候補者は、実際の事件ごとに裁判員候補者名簿からくじで選ばれます。ですから、裁判員候補者名簿に記載されても、くじで選ばれず、裁判所に来ていただかないこともあります。そして、裁判員候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。ただし、翌年以降の裁判員候補者は、前年に裁判員候補者名簿に記載されたか否かにかかわらず、新たに選挙人名簿からくじで選ばれますので、翌年以降の裁判員候補者名簿に再び記載される可能性もあります。しかし、過去5年以内に裁判員などになった方や、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に来ていただいた方(辞退が認められた方は除く。)などは、裁判員になることを辞退することができます。